

**令和5年度
静岡県私立高等学校等奨学給付金申請のご案内**

令和5年7月

静 岡 県

静岡県では、平成26年度以降に高等学校等に入学されたお子さまのいる一定の所得以下の世帯(生活保護(生業扶助)世帯・非課税世帯)に対し、**授業料以外の教育に必要な経費**を支援するため、世帯構成等に応じて、奨学給付金を支給します(支給型の給付金であり、返還は不要です)。

<平成26年4月1日以降に高等学校等及び高等学校等専攻科に入学した生徒が対象です。>
(又は学び直し支援の対象の方)

【支給要件】

令和5年7月1日(基準日)現在で、次の全ての要件に該当する方が対象となります。

- 平成26年4月1日以降、対象となる高等学校等及び高等学校等専攻科に入学した高校生等の保護者等(親権者、未成年後見人等)で、**静岡県内に住所を有している方**
- 保護者等全員の令和5年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が**非課税(0円)**又は基準日(令和5年7月1日)現在において**対象生徒が生活保護(生業扶助)**の決定を受けている世帯であること(未申告の場合は、必ず確定申告を行ってから提出してください)。
※例えば、親権者のうち父親が海外勤務で日本国内に住所がない場合、母親が住民税非課税であっても保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証明できないため、申請は不可となります。

※令和5年度(令和4年分所得)についての課税証明書である必要があります。

令和5年度(令和4年分)

課税証明書

見本

※市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が非課税である必要があります。申請前に必ず確認してください!

所得の区分	所得金額(円)	控除区分	控除額(円)	区分	内訳
総所得金額		雑損		控除対象配偶者	
(給与収入)		医療費			
給与		社会保険料		扶養	(内同居) (0人)
営業等		小規模企業			老人 0人
		生命保険料			特定 0人
		地震保険料			16歳未満 0人
農業		寄附金		障害者	(内同居) (0人)
		障・寡・勤			特別障害 0人
不動産		配偶者控除		本人	その他障害 0人
		配偶者特別			
利子・配当		扶養控除			
		基礎			
所得合計		所得控除合計			
合計所得金額(円)		市(町)民税(円)		県民税(円)	
		所得割	均等割	所得割	均等割
		0		0	

- 高校生等が**高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する方、学び直し支援金の対象の方、専攻科支援金の対象の方**

(注) ア 1及び3の「高校生等」には、次の方は含まれません。(給付の対象外となります。)

対象外

- ※ 特別支援学校の高等部に在学されている方
- ※ 児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている方(母子生活支援施設の高校生等を除く。)
- ※ 静岡県私学振興課以外から、本給付金と同様な補助を受けている方
- ※ 令和5年度において家計急変により、奨学給付金が支給(予定)される方

イ 3の「高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条に規定する方のことをいいます（各都道府県の独自の制度に基づく補助を受けている方は除きます）。

ウ 平成26年度入学以前に高等学校等及び高等学校等専攻科に在学期間がある方については、修得単位数等を確認させてもらうことがあります。

エ 給付の決定に適正を期すため必要な事項について、関係機関で調査する場合があります。

オ 保護者等が静岡県外に在住の場合は、お住まいの都道府県の制度が適用されます。詳しくは、お住まいの都道府県にお問合わせください。

【給付金の支給年額】

対象高校生等一人当たりの支給額（年額／年1回支給）

＜参考：通算3回（定時制・通信制は4回、専攻科支援対象者は2回）が上限、学び直しへの支援対象者はこれに加え1回＞

世帯の区分	高等学校等の種類及び課程等		
	私立の通信制及び高等課程等専攻科以外	私立の通信制	私立の高等学校等専攻科
生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による <u>生業扶助</u> が決定されている世帯	52,600円	52,600円	—
生業扶助が決定されていない <u>非課税世帯</u>	保護者等全員の支給を受けようとする年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が <u>非課税(0円)</u> である世帯	137,600円	
	保護者等全員の支給を受けようとする年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯で、当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に <u>15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等の世帯</u>	152,000円	52,100円

※高等学校等専攻科の生活保護(生業扶助)世帯については、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に該当する場合は、生活保護(生業扶助)世帯でない非課税世帯と同額の単価とする。

【申請期限】

静岡県庁への提出期限は、

締切日：令和5年9月29日(金) 必着（※郵送の場合は、締切日の消印まで有効）

《注意》・静岡県内の高等学校等に在籍している場合は、学校を経由して県に提出していただきますので、学校の指示する提出期限となります。その場合は、学校からの案内に従ってください。

・必要書類一式を全て揃えて県に提出してください(一式揃っていない場合は受理できません。)

・申請期限を過ぎての申請は、理由を問わず一切受け付けできなくなるので、余裕をもって申請してください。

- ※ お子様の在籍高校が「静岡県内」と「県外」で提出書類・提出方法が異なりますので、提出書類チェックリストを確認の上、提出してください。
- ※ 申請書や添付書類に記載された内容では世帯の区分を確認できない場合、または就学支援金の申請と異なる場合等、申請内容に疑義が生じたときには、世帯区分に係る扶養申立書等、確認に必要な書類の提出を別途お願いすることとなりますので御承知ください。

※ 支給時期について

提出いただいた申請書類については、静岡県庁において1件ずつ審査を実施しています。このため、全体の申請件数によっては、申請された時期から給付金が支給されるまでに数か月間のお時間をいただきます。概ね年末までには審査を完了する予定ですが、多少前後する場合があります（審査の結果については、支給決定通知書又は不支給決定通知書を発行します）。昨年度申請いただいている場合は、昨年度と支給時期が異なる場合がありますので、御承知ください。

【 その他 】

- ア 基準日に対象高校生等が休学している場合は、原則支給の対象になりません。
ただし、今回の提出期限までに復学し、在籍する高等学校等について、休学により、進級や卒業が延期される恐れがないことを証明した上で、申請があった場合は、受給資格の認定を行います(提出期限までに申請書等の提出が必要)。
- イ 年度途中の転入者から申請書の提出があった場合は、当該年度において、給付金の支給を受けていないことを確認した上で、給付の決定を行います。

【 提出先及びお問合せ先 】

- ※提出の際は、封筒表面に「令和5年度奨学給付金申請書類在中」と朱書きしてください。郵便物の紛失を防ぐため、可能な限り追跡可能な「特定記録郵便」等で郵送してください。
在籍する学校 または、静岡県スポーツ・文化観光部 私学振興課
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 電話:054-221-2502、2503
※電話お問合せ受付時間：平日の午前9時30分～12時、午後1時～5時まで

◆ 申請書の記載について

- ・記入にあたっては「記入例」を御確認の上、記入してください。
- ・申請書等は、書き直しが可能な鉛筆やフリクションペン等で記入できません。必ずボールペンなどの消すことができないペンで記入してください。
- ・記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください。
- ・申請書に虚偽の記載をし、本来受けることができない給付金を受けた場合は、支給された給付金の一部または全部について返還の対象となり、また、別途加算金等が課せられるほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

◆ 給付金の使途について

- ・給付金は、生徒の授業料以外(教科書費・教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費・PTA会費、入学学用品費、オンライン学習等の通信費等)の教育費に使用していただき、それ以外の目的には使用しないでください。
- ・生業扶助が決定されている世帯においては、給付金を生活保護における生業扶助（高等学校等就学費）で給付される経費と重複しない授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行のための積立金など）として計画的に活用してください。
なお、給付金の取扱については、その活用方法について、担当の福祉事務所とも十分に相談するようにしてください。

1 静岡県内^(※)の高等学校等に在籍する高校生等の保護者等の場合

「静岡県私立高等学校等奨学給付金受給申請書(様式第1号)」に必要事項を記入の上、次の書類を添えて、在学する学校へ提出してください。

提出期限については、学校の指示に従ってください。

(※) 通学する学校が静岡県外に本校がある場合は、「静岡県外の高等学校等」に該当します。

(1) 次の世帯区分に属することを証明する書類

①生活保護(生業扶助)受給世帯の場合

- ・ 基準日※(令和5年7月1日)現在の生業扶助の決定状況を確認できる書類
様式第7号又は福祉事務所等が発行した生活保護受給証明書等で、生徒自身が生業扶助の支援を受けていることがわかる書類

②保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の場合(①、③を除く。)

- ・ 保護者等全員の令和5年度の課税証明書等(令和4年中の所得に基づくもの)
 - ※ 一人親世帯の場合で課税証明書等にひとり親控除の記載がない場合は、一人親世帯であることを確認できる書類(令和5年7月1日時点が有効期限内の児童扶養手当受給者証、母子医療受給者証等のコピー)
 - ※ 戸籍により一人親世帯を証明する場合は、一部記載の戸籍抄本ではなく、保護者等と生徒との関係(親権等)を確認できる全部記載の「戸籍謄本」を提出してください。
 - ※ 保護者等がおらず、「生徒本人」又は「主たる生計維持者」の課税証明書等を提出する場合は、生徒本人の扶養状況が確認できる書類(生徒本人(及び主たる生計維持者)の健康保険証等のコピー)
 - ※ コピーは、判読可能な印刷鮮明なもので、書類紛失防止のため、A4サイズの台紙に貼付してください。

③保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯で、当該世帯に扶養される兄弟姉妹で2人目以降の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等の世帯の場合(①、②を除く。)

- ・ ア 保護者等全員の令和5年度の課税証明書等(令和4年中の所得に基づくもの)
 - ※ 一人親世帯の場合で課税証明書等にひとり親控除の記載がない場合は、一人親世帯であることを確認できる書類(令和5年7月1日時点が有効期限内の児童扶養手当受給者証、母子医療受給者証等のコピー)
 - ※ 戸籍により一人親世帯を証明する場合は、一部記載の戸籍抄本ではなく、保護者等と生徒との関係(親権等)を確認できる全部記載の「戸籍謄本」を提出してください。
 - ※ 保護者等がおらず、「生徒本人」又は「主たる生計維持者」の課税証明書等を提出する場合は、生徒本人の扶養状況が確認できる書類(生徒本人(及び主たる生計維持者)の健康保険証等のコピー)
- ・ イ 基準日現在、兄弟姉妹で2人目以降の高等学校等に通う高校生等または15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の子を2人以上(1名は生徒本人)扶養していることがわかる書類(保護者等と生徒本人・兄弟姉妹の健康保険証等のコピー)。
ただし、国民健康保険証のコピーを添付する場合のみ扶養誓約書(様式第8号)
なお、健康保険証等の写しを提出する際は、「被保険者等記号・番号」を復元できない程度にマスキング(黒く塗りつぶす等)してください。
 - ※ コピーは、判読可能な印刷鮮明なもので、書類紛失防止のため、A4サイズの台紙に貼付してください。

(2) 給付金受領に係る委任状(様式第6号)

- ※ 静岡県内設置校の場合は、原則学校を通して申請及び給付を行います。

(3) その他、必要に応じ書類の提出をお願いする場合があります。

2 静岡県外の高等学校等に在籍する高校生等の保護者等の場合

「静岡県私立高等学校等奨学給付金受給申請書(様式第1号)」に必要事項を記入の上、次の書類を添えて、在学する学校または直接、静岡県私学振興課に令和5年9月29日(金)必着(郵送の場合は、締切日の消印まで有効)で提出してください。

※提出の際は、封筒表面に「令和5年度奨学給付金申請書類在中」と朱書きしてください。

(1) 次の世帯区分に属することを証明する書類

①生活保護(生業扶助)受給世帯の場合

- ・基準日※(令和5年7月1日)現在の生業扶助の決定状況を確認できる書類
様式第7号又は福祉事務所等が発行した生活保護受給証明書等で、生徒自身が生業扶助の支援を受けていることがわかる書類

②保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の場合(①、③を除く。)

- ・保護者等全員の令和5年度の課税証明書等(令和4年中の所得に基づくもの)

- ※一人親世帯の場合で課税証明書等にひとり親控除の記載がない場合は、一人親世帯であることを確認できる書類(令和5年7月1日時点が有効期限内の児童扶養手当受給者証、母子医療受給者証等のコピー)
- ※戸籍により一人親世帯を証明する場合は、一部記載の戸籍抄本ではなく、保護者等と生徒との関係(親権等)を確認できる全部記載の「戸籍謄本」を提出してください。
- ※保護者等がおらず、「生徒本人」又は「主たる生計維持者」の課税証明書等を提出する場合は、生徒本人の扶養状況を確認できる書類(生徒本人(及び主たる生計維持者)の健康保険証等のコピー)
- ※コピーは、判読可能な印刷鮮明なもので、書類紛失防止のため、A4サイズの台紙に貼付してください。

③保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯で、当該世帯に扶養される兄弟姉妹で2人目以降の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等の世帯の場合(①、②を除く。)

- ・ア 保護者等全員の令和5年度の課税証明書等(令和4年中の所得に基づくもの)
 - ※一人親世帯の場合で課税証明書等にひとり親控除の記載がない場合は、一人親世帯であることを確認できる書類(令和5年7月1日時点が有効期限内の児童扶養手当受給者証、母子医療受給者証等のコピー)
 - ※戸籍により一人親世帯を証明する場合は、一部記載の戸籍抄本ではなく、保護者等と生徒との関係(親権等)を確認できる全部記載の「戸籍謄本」を提出してください。
 - ※保護者等がおらず、「生徒本人」又は「主たる生計維持者」の課税証明書等を提出する場合は、生徒本人の扶養状況を確認できる書類(生徒本人(及び主たる生計維持者)の健康保険証等のコピー)
- ・イ 基準日現在、兄弟姉妹で2人目以降の高等学校等に通う高校生等または15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の子を2人以上(1名は生徒本人)扶養していることがわかる書類(保護者等と生徒本人・兄弟姉妹の健康保険証等のコピー)。
ただし、国民健康保険証のコピーを添付する場合のみ扶養誓約書(様式第8号)
なお、健康保険証等の写しを提出する際は、「被保険者等記号・番号」を復元できない程度にマスキング(黒く塗りつぶす等)してください。

- ※コピーは、判読可能な印刷鮮明なもので、書類紛失防止のため、A4サイズの台紙に貼付してください。

(2) (在籍する高等学校等がとりまとめをしていない場合)

口座振込依頼書(様式第5号)及び振込先預金口座通帳の口座種別・口座番号等がわかる部分の通帳コピー

(在籍する高等学校等がとりまとめをしている場合)

給付金受領に係る委任状(様式第6号)



(3) 在学証明書(様式第2号)(学校独自の証明書ではなく、本県指定の様式第2号である必要があります)

※在籍する高等学校等において、①令和5年7月1日時点で学校に在籍していること、②就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の受給資格があることの2点について証明してもらってください。

(4) その他、必要に応じ書類の提出をお願いすることがあります。

【参考1】

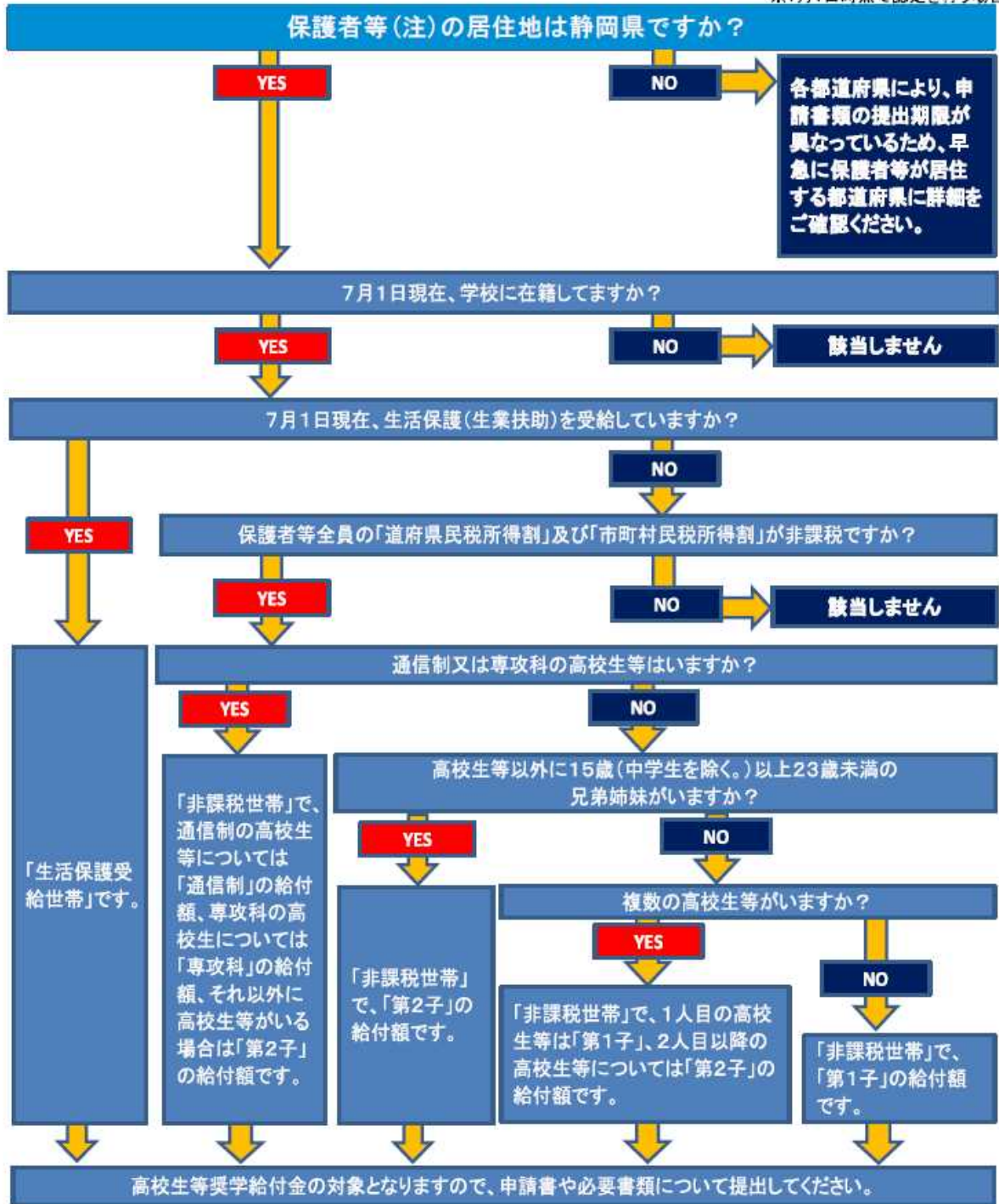
高校生等奨学給付金（世帯構成パターン図）

●子ども一人世帯		
 【全日制等】(第1子) 国公立 117,100円 私立 137,600円		
 【全日制等】(第1子) 国公立 117,100円 私立 137,600円	 扶養されていない	
●多子世帯（※扶養されている15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯）		
◎ 高校生等が2人いる世帯の場合		
 【全日制等】(第1子) 国公立 117,100円 私立 137,600円	給付額の増額  【全日制等】(第2子以降) 国公立 143,700円 私立 152,000円	
 【通信制・専攻科】 国公立 50,500円 私立 52,100円	給付額の増額  【全日制等】(第2子以降) 国公立 143,700円 私立 152,000円	(注)通信制の高等学校等や高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生がいる場合には、通信制・専攻科以外の高校生等については、給付額を増額し「第2子以降」の単価となる。
◎ 高校生等以外の子どもがいる場合		
給付額の増額  【全日制等】(第2子以降) 国公立 143,700円 私立 152,000円		 扶養されている
給付額の増額  【全日制等】(第2子以降) 国公立 143,700円 私立 152,000円	給付額の増額  【全日制等】(第2子以降) 国公立 143,700円 私立 152,000円	

【参考2】

高校生等奨学給付金 対象確認シート

※7月1日時点で認定を行う場合



給付額について(年額)

	全日制・定時制		通信制		専攻科	
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
生活保護受給世帯	32,300円	52,600円	32,300円	52,600円		
非課税世帯(第1子)	117,100円	137,600円			50,500円	52,100円
非課税世帯(第2子)	143,700円	152,000円	50,500円	52,100円		

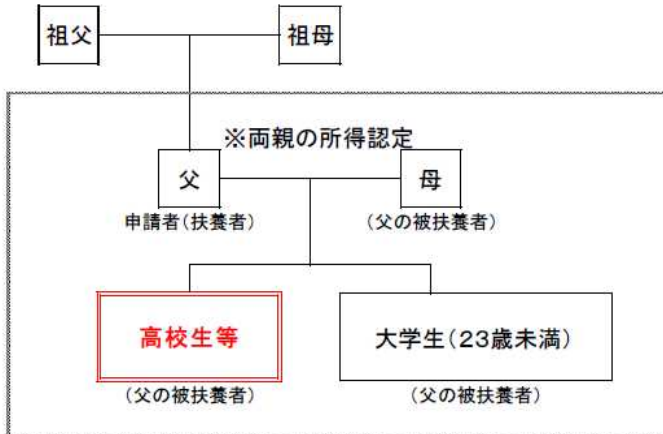
(注) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。

【参考3】（全日制等に通学し、第2子以降がいる場合のみ）

申請者（生計維持者）と扶養者が異なる場合

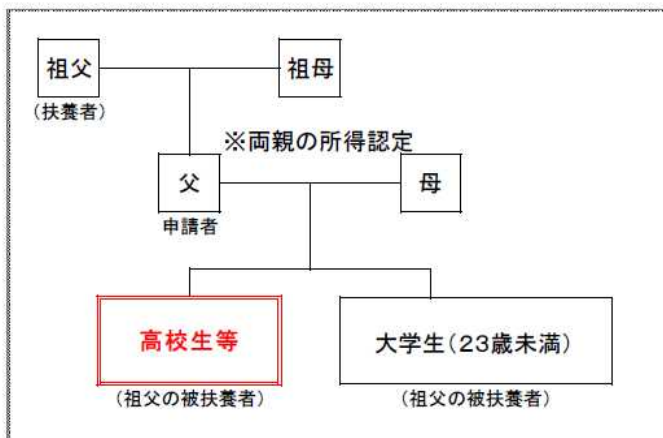
生計を維持している者という概念は、健康保険法等で扶養者と被扶養者の関係を定めるに当たって用いられる概念と同等の者であるが、両者が異なる場合が生じる。
この場合については、健康保険証等の公的書類により確認を行い支給することを基本とするが、これによる確認が不可能な場合は、都道府県の判断において、誓約書等により確認を行い支給することを可能とする。

【通常】申請者（生計維持者）が父母で、父が扶養している場合



高校生等⇒第2子

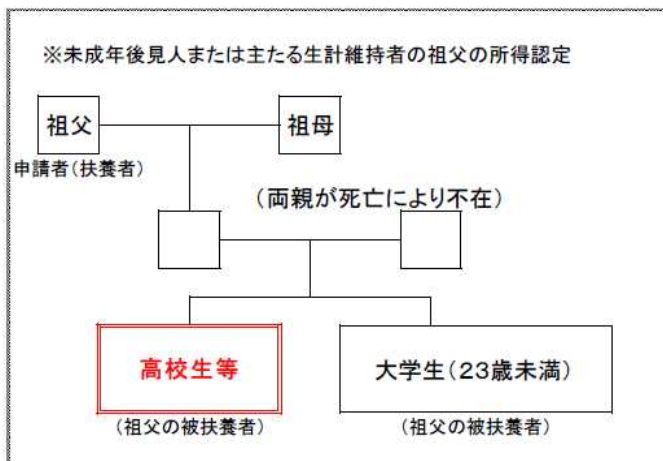
（例1）申請者（生計維持者）が父母であるが、祖父が扶養している場合



高校生等⇒第1子

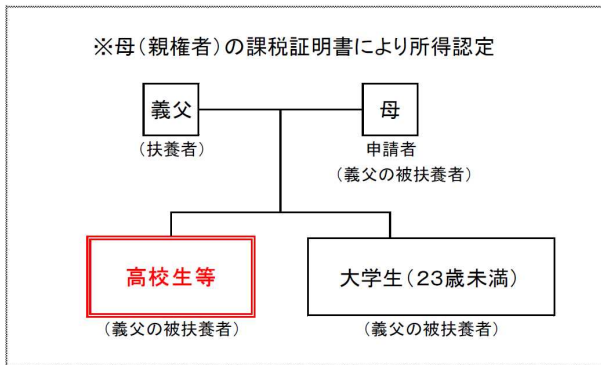
※健康保険における扶養関係では、「大学生」は「父母(生計維持者)」に扶養されていないとみなし、「高校生等」を「第1子」と判定

（例2）両親死亡により申請者（生計維持者）が祖父で、祖父が扶養している場合



高校生等⇒第2子

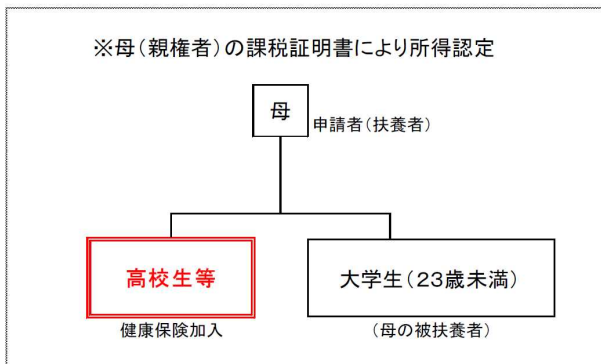
(例3) 申請者(生計維持者)は母(=親権者。義父とは養子縁組していない)で、
 義父が扶養している場合



高校生等⇒第1子

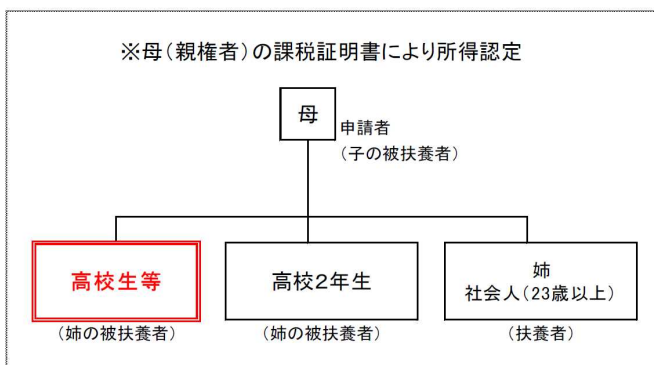
※健康保険における扶養関係では、「大学生」は「母(生計維持者)」には扶養されていないとみなし、「高校生等」を「第1子」と判定

(例4) 申請者(生計維持者)は母(=親権者)、
 定時制の生徒本人(未成年)は就業し、誰にも扶養されていない場合



高校生等⇒第1子

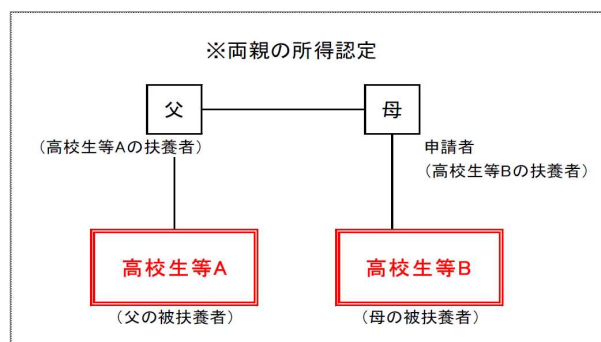
(例5) 申請者(生計維持者)は母(=親権者)で姉が扶養している場合



高校生等⇒第1子

※健康保険における扶養関係では、「高校2年生」は「母(生計維持者)」には「扶養されていないとみなし、「高校生等」を「第1子」と判定

(例6) 高校生等が二人おり、扶養者が父と母で分かれている場合



高校生等⇒一方を第2子

※親権者二名分の非課税証明書にて、非課税と認定されれば、扶養がそれぞれ兄弟別であっても、兄弟の一方を第二子単価と判定